

ワクチン接種に伴う防疫措置の調整

【ワクチン接種後は私的な集まり等の人数制限の基準から除外】

区分	1次接種者 (1次接種後14日を経過)	ワクチン接種を完了した人 (2次接種後14日を経過)
6月 以降 (1次)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族との集まりは人数制限の対象から除外 ・ 公共施設の利用及び文化プログラムなどの割引 ・ ワクチン接種バッチの提供 ・ 敬老堂など余暇プログラム参加の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歌や管楽器の講習などのプログラムは可能(完了者のみで構成する場合) ・ 療養病院・施設などの従事者は定期的な先制検査の対象から除外 ・ 療養病院・施設での対面面会が可能
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療養病院・施設などの従事者は定期的な先制検査を緩和(試行中) 	
7月 以降 (2次)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外でのマスク着用の義務を解除(多人数が集まるイベントなどは除外) ・ 正規の宗教活動時は人数制限の対象から除外 ・ 屋外の大衆利用施設の利用時は人数制限の対象から除外 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私的な集まりは人数制限の対象から除外 ・ 屋内の大衆利用施設の利用時は人数制限の対象から除外 ・ 宗教活動時は聖歌隊や小規模の集まりは可能(完了者のみで構成する場合) ・ 屋内の大衆利用施設の利用時、飲食、歓声をあげる、スタンディング公演は検討(完了者のみで構成する場合)

＜この翻訳はタヌリコールセンター1577-1366が担当しました。＞